

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	供給施設の新設等の承諾		
根 拠 法 令 名	大津市液化石油ガス供給条例 (平成 16 年条例第 46 号)	(条項)	第 24 条第 5 項
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 装置グループ		
標 準 処 理 期 間	20 日	法定処理期間	— 日
<p><b>【審査基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> 】</li> <li>・掲載図書等【 ガス技術テキスト・供内管編(設計)(施工) 】</li> <li>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>供給施設の新設等の承諾に係る審査基準は、大津市企業局監修のガス技術テキスト・供内管編(設計)(施工)に定めるとおりとする。</p> <p>なお、ガス技術テキスト・供内管編（設計）（施工）は、担当課において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p><b>【根拠法令】</b></p> <p>大津市液化石油ガス供給条例</p> <p>(保安措置)</p> <p>第 24 条 1～4 略</p> <p>5 使用者は、本市の承諾なしに供給施設を新設し、若しくは変更し、又は供給施設及び第 15 条第 1 項に規定するガスの成分等に影響を及ぼす施設を設置してはならない。</p> <p>6 略</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。